

役員及び評議員報酬等規程

平成27年3月20日制定

第1条（目的）

1. この規程は、学校法人東北外語学園の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、学校法人東北外語学園の職員の身分を有する役員及び評議員の報酬等に関しては、職員としての地位に基づき、当学園給与規程により定める。
2. 本規程に定めのない事項については法人本部就業規則及び他の規程の定めるところによる。

第2条（報酬等）

1. 役員の報酬月額は、次のとおりとする。

（1） 理事長	1,000,000 円
（2） 副理事長	800,000 円
（3） その他の常勤理事	700,000 円
（4） 非常勤理事	報酬を支給しない
（5） 監事	報酬を支給しない
2. 学園は、前項第1号、第2号及び第3号の役員に対し、賞与を支給することができる。ただし、支給にあたってはあらかじめ理事会において賞与の計算方法を定めるか、または、支給の都度、個人ごとの支給金額について理事会の承認を得なければならない。
3. 第1項第1号、第2号及び第3号の役員には、東北外語学園法人本部通勤手当支給規程により通勤手当を支給する。
4. 第1項第4号及び第5号の役員、及び、評議員には次の手当を支給する。

会議出席手当	1日 10,000 円
--------	-------------

第3条（報酬等の支給方法）

1. 役員及び評議員の報酬等の支給方法は、東北外語学園法人本部給与規程による。
2. 前条第4項に定める会議出席手当は、会議当日に支給する。
3. 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

第4条（経理の単位）

本規程に定める役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部に係る予算から支出する。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の決議による。
2. この規程は、平成27年4月1日から施行する。